株式会社日新 神奈川埠頭倉庫 月例安全会議

第7回 海上輸送危険物のコンテナへの表示



^{-般財団法人} 新日本検定協会

安全環境室 2024年4月30日

容器への表示に関して告示で定める基準

① **正標札・副標札**※ た告示 第7条の2 第1号様式

② 品名※ 危告示 第7条の3

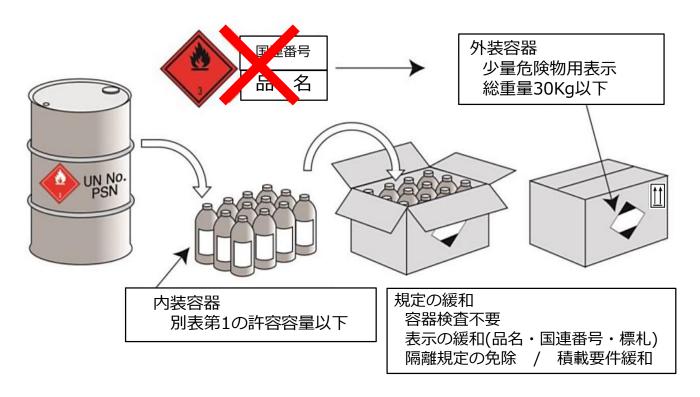
③ 国連番号※ 危告示 第7条の3

④ 海洋汚染マーク※ 危告示 第7条の3 海防法施行規則 第4号の2様式

⑥ 少量危険物用表示※ 危告示 第7条の4 第4号様式

※耐海水性の規定が適用されている表示

少量危険物の要件と適用除外等



注意:液体の危険物を収納する組合せ容器の外装には両側面の上向き表示が必要(適用除外なし)

2024 SHIN NIHON KENTEI KYOKAI

容器への表示例

(2)

国連番号	品名	等級	副次	容器	その他適用
1005	液体アンモニア ^P	2.3	8	高圧容器:継目なし容器	_



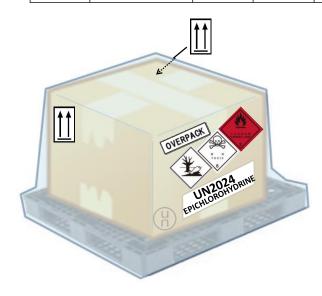
国連番号: 1ヵ所品名: 1ヵ所正標札: 1ヵ所副標札: 1ヵ所海洋汚染マーク: 1ヵ所

2024 SHIN NIHON KENTEI KYOKAI

容器への表示例

(5)

国連番号	品名	等級	副次	容器	その他適用
2024	エピクロロヒドリンP	6.1	3	内装容器:金属製容器 外装容器:4G	オーバーパック 内側の表示は不可視



国連番号 : 1ヵ所 品名 : 1ヵ所 正標札 : 1ヵ所 副標札 : 1ヵ所 副標札 : 1ヵ所 のVERAPACK表示 : 1ヵ所 上向き表示 : 両側面

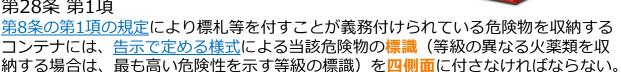
2024 SHIN NIHON KENTEI KYOKAI

5

6

コンテナへの表示

危規則(標識及び表示) 第28条 第1項



告示で定める様式 : 第1号様式(各等級標識)又は第4号様式(少量危険物表示)

第4項 同一国連番号の危険物(火薬類及び特定危険物を除く。)を同一のコンテナに<u>告示で定める質量</u>を超えて収納する場合(当該危険物が当該コンテナに収納される唯一の危険物である場合に限る。)及び危険物をコンテナにばら積みして運送する場合は、<u>告示で定める基準</u>により当該危険物の<mark>国連番号</mark>を当該コンテナに表示しなければならない。

告示で定める質量: 4,000キログラム(容器及び包装の質量を含む。) 告示で定める基準: 高さ65ミリメートル以上の大きさの黒色数字で、

全ての正標識又は当該正標識に近接して付す

第2号様式の国連番号用表示

第5項 高温注意用表示 第6項 くん蒸注意用表示 第7項 冷却剤注意用表示

コンテナへの標識および表示



正標識 副標識 危告示第1号様式



国連番号用表示 危告示第2号様式



少量危険物用表示 危告示第4号様式



高温注意用表示 危告示第3号様式



くん蒸注意用表示 危告示第5号様式



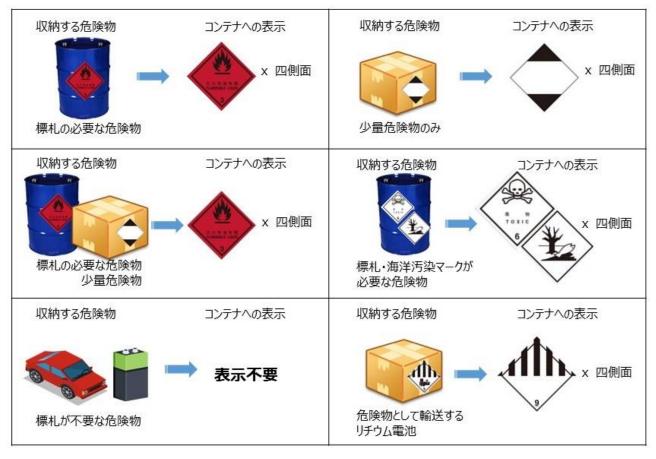
冷却剤注意用表示 危告示第5号の2様式



海洋汚染マーク 海防法施行規則 第4号の2様式

2024 SHIN NIHON KENTELKYOKAL

収納された危険物とコンテナ四側面へ貼付する表示の関係



コンテナへの表示例①

以下の危険物等を収納したコンテナに必要な表示

国連番号	品名	等級	副次 危険性等級	貨物の重量
1866	樹脂液	3	_	N/W : 2,500Kg G/W : 3,000Kg
	その他の収納貨物	雑貨	G/W : 1,000Kg	



正標識 : 四側面

2024 SHIN NIHON KENTEI KYOKAI

コンテナへの表示例②

以下の危険物等を収納したコンテナに必要な表示

国連番号	品名	等級	副次 危険性等級	貨物の重量
2023	エピクロロヒドリン ^P	6.1	3	N/W : 50Kg G/W : 60Kg
	その他の収納貨物	雑貨	G/W : 2,000Kg	



正標識 : 四側面 副標識 : 四側面 海洋汚染マーク : 四側面

コンテナへの表示例4

以下の危険物等を収納したコンテナに必要な表示

国連番号	品名	等級	副次 危険性等級	容器等級	貨物の重量
1866	樹脂液	3	_	II	N/W : 1,500Kg G/W : 2,000Kg
1866	樹脂液	3	_	III	N/W : 2,000Kg G/W : 2,500Kg
その他の収納貨物				雑貨(G/W : 2,000Kg



正標識(国連番号表示): 四側面

又は

正標識 : 四側面 国連番号用表示 : 四側面



2024 SHIN NIHON KENTEI KYOKAI

11

コンテナへの表示例⑤

以下の危険物等を収納したコンテナに必要な表示

国連番号	品名	等級	副次 危険性等級	容器等級	貨物の重量
2218	アクリル酸 ^P (安定剤入りのもの) <mark>少量危険物</mark>	8	3	II	N/W : 20Kg G/W : 25Kg
1866	樹脂液	3	_	II	N/W : 1,500Kg G/W : 2,000Kg
1866	樹脂液	3	_	III	N/W : 2,000Kg G/W : 2,500Kg



正標識 : 四側面

少量危険物用表示は不要

コンテナへの表示例⑥

以下の危険物等を収納したコンテナに必要な表示

国連番号	品名	等級	副次 危険性等級	容器等級	貨物の重量
2504	四臭化アセチレン ^P 少量危険物	6.1	_	III	N/W : 20Kg G/W : 25Kg



少量危険物用表示 : 四側面

2024 SHIN NIHON KENTEI KYOKAI

13

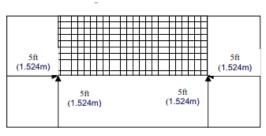
米国鉄道協会(AAR)規則によるコンテナへの標識の表示位置

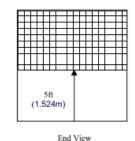
・コンテナ左右側面:ボトムレールから最低5フィート(約150cm)上方

コーナーポストから最低5フィート

・コンテナ前後面 : ボトムレールから最低5フィート上方







Side View

Represents recommended placard placement

参照: AAR Intermodal Interchange Rules

中国各港における現地規制

大連港の例:

IMDGコードの運用と異なる点

- ・第一号様式標識への国連番号記載不可
 - → 第二号様式国連番号用表示を使用
- ・収納するすべての危険物の国連番号を表示
- ・国連番号にまえにUNの文字を付記
- ・国連番号の手書き不可

現地規制情報は随時変更される可能性があり、 最新規制情報は、輸入者またはご利用の船社へ ご確認ください。



2024 SHIN NIHON KENTEI KYOKAI

15

お問合せ先

一般財団法人 新日本検定協会

ケミカルエネルギーグループ 安全環境室

メールアドレス: ankanml-he@shinken.or.jp
電話番号: 03-3449-0355